

指定管理者の指定について

1 施設の名称

- (1) 深谷市深谷生涯学習センター
- (2) 深谷市藤沢生涯学習センター
- (3) 深谷市幡羅生涯学習センター
- (4) 深谷市明戸生涯学習センター
- (5) 深谷市大寄生涯学習センター
- (6) 深谷市八基生涯学習センター
- (7) 深谷市豊里生涯学習センター
- (8) 深谷市上柴生涯学習センター
- (9) 深谷市南生涯学習センター
- (10) 深谷市岡部生涯学習センター
- (11) 深谷市川本生涯学習センター
- (12) 深谷市花園生涯学習センター
- (13) 深谷市深谷公民館
- (14) 深谷市藤沢公民館
- (15) 深谷市幡羅公民館
- (16) 深谷市明戸公民館
- (17) 深谷市大寄公民館
- (18) 深谷市八基公民館
- (19) 深谷市豊里公民館
- (20) 深谷市上柴公民館
- (21) 深谷市南公民館
- (22) 深谷市岡部公民館
- (23) 深谷市川本公民館
- (24) 深谷市花園公民館
- (25) 誠之堂・清風亭

2 指定管理者として指定するもの

深谷市地域振興財団・深谷市シルバー人材センター共同事業体
代表者
深谷市上野台2568番地
公益財団法人深谷市地域振興財団
理事長 坂田秋雄

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 公募・非公募の区分（非公募の場合は、その理由）

- (1) 区分 非公募
- (2) 区分 非公募の理由

指定管理者を指定する施設は、社会教育施設として地域住民のために各種事業を実施しているほか、地区センターを設置し、市民活動の援助、地域事業の実施、市行政事務の連絡調整等に関する事務を行っている。したがって、当該施設の指定管理者には、地域に根差し社会教育事業等の展開や貸館業務等の実施に加えて、住民自治を理解し実践できる能力が必要である。

このような背景から、指定管理者候補者とすべき者の要件については、市内に活動の拠点を置く者、公益的な団体の事務局を担うなど地域の実情を把握している者、市内グラウンド等公共施設の指定管理を行った実績のある者とし、指定管理者候補者の検討を行った。

検討の結果、指定管理者候補者として妥当な者が、「公益財団法人深谷市地域振興財団」1者であったことから非公募とし、同法人を中心とした「深谷市地域振興財団・深谷市シルバー人材センター共同事業体」を、深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第3号及び第5条第1項の規定に基づき指定管理者候補者として選定した。

5 指定管理者候補者の選定

(1) 選定の結果

令和7年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、募集要項の選定基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

選定基準	採点結果／配点
事業計画書に基づく公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。	66／80
事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	216／280
事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。	61／120
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する法人等であること。	182／240
その他（環境及び地域貢献への配慮）	61／80
合 計	586／800

(2) 選定の理由

- ア これまでの経験と実績に加えて、適切な人材育成・研修計画により、安定した施設の管理運営が可能である。
- イ 事業計画書に基づく公の施設の運営を行う上での基本的な考え方が適切である。
- ウ 運営方針が施設の設置目的に合致しており、地域コミュニティ活性化のための取組が適切である。
- エ 市内経済活性化のための雇用など地域貢献に配慮した取組が充実している。
- オ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当である。

6 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

（公募）

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- （1） 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定の期間
- （4） 申請の方法
- （5） 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公募しないことができる。

- （1） 次条の規定による申請がなかった場合
- （2） 第4条の規定による選定に係る審査の結果、当該公の施設に係る指定管理者の候補者として選定すべき法人等がなかった場合
- （3） 公の施設の適正な運営を確保するため、市長等が必要と認める場合

（候補者の選定の特例）

第5条 市長等は、第2条第2項の規定により公募しない場合は、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による選定について準用する。